

令和 7 年度輸入元国転換等に向けた緊急支援事業に係る支援金の額について

輸入元国転換等に向けた緊急支援事業実施要領（令和 7 年 12 月 16 日付け 7 輸国第 3504 号・7 新食第 1988 号農林水産省輸出・国際局長及び大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第 4 の 1 に基づき、品目所管部局庁長が別に定める支援金の額は、下記のとおりとする。

記

対象期間 : 令和 8 年 1 月 20 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

支援金の額 : 10,956 円／トン

以上

令和 8 年 1 月 20 日

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
河 南 健